平成２８年（フ）第８５号
栃木県宇都宮市緑４丁目15番２号
債務者　Ｂａｒｏｑｕｅ　Ｗｏｒｋｓこと　**藤**本　一幸
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８６号
栃木県宇都宮市緑４丁目15番２号
債務者　**藤**本　祥子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１３号
静岡市葵区牧ヶ谷2220番地　シティーハイツＢ―202号
債務者　佐藤　聖徒
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５５号
岡山市北区大安寺東町22番19号大安寺パークハイム301号
債務者　泉　　明美
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７１号
岡山市南区藤田1254番地
債務者　山口　美加
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８号
岡山市南区藤田686番地11、旧住所岡山県真庭市一色669番地
債務者　大濱　伸幸
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８０号
岡山市北区辛川市場228―１Ａ．Ｔ．Ｓハイツ Ａ棟101、住民票上の住所岡山市北区東古松３丁目３番10―204号
債務者　池田　雅子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第３４３８号
大阪府枚方市出口３丁目１番56号、開始決定時の住所大阪府枚方市出口２丁目17番11号
破産者　中村　和代
1　破産債権の届出期間　平成28年４月18日まで
2　一般調査期日　平成28年６月２日午後２時30分
平成28年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９号
新潟県上越市頸城区下中島243番地３　エテルノスター201号
破産者　長谷川雪絵
1　破産債権の届出期間　平成28年４月27日まで
2　一般調査期日　平成28年７月４日午後１時30分
平成28年３月16日　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１２３号
香川県仲多度郡まんのう町吉野2053番地
破産者　黒川　仁信
1　破産債権の届出期間　平成28年４月27日まで
2　一般調査期日　平成28年６月20日午後４時15分
平成28年３月16日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１２４号
香川県仲多度郡まんのう町吉野2053番地
破産者　黒川今日子
1　破産債権の届出期間　平成28年４月27日まで
2　一般調査期日　平成28年６月20日午後４時20分
平成28年３月16日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第３６号
高知県室戸市室戸岬町5361番地９
破産者　森本　三男
1　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
2　一般調査期日　平成28年６月７日午後２時
平成28年３月16日
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
山形県寒河江市大字寒河江甲1742番地の15、開始決定時の住所山形県寒河江市大字柴橋1456番地の９
破産者　宇井　浩幸
1　破産債権の届出期間　平成28年５月13日まで
2　一般調査期日　平成28年６月９日午前11時45分
平成28年３月17日　山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２号
滋賀県長浜市錦織町430番地１
破産者　八木富士雄
1　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
2　一般調査期日　平成28年６月14日午前10時
平成28年３月17日
大津地方裁判所長浜支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２７年（フ）第３５４１号
大阪市生野区中川１―１―17、住民票上の住所大阪市住吉区大領３丁目２番５号
破産者　西川　　誠
特別調査期日　平成28年４月14日午後３時
平成28年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第６１号
鹿児島県奄美市笠利町大字須野32番地
破産者　積　　松義
異議申述期間　平成28年５月17日まで
平成28年３月17日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９号
山形県長井市九野本2723番地
破産者　川村　荘一
免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
平成28年３月17日　山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１８２号
茨城県筑西市幸町１丁目30番３号
破産者　杉山　貞子
免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
平成28年３月17日　水戸地方裁判所下妻支部